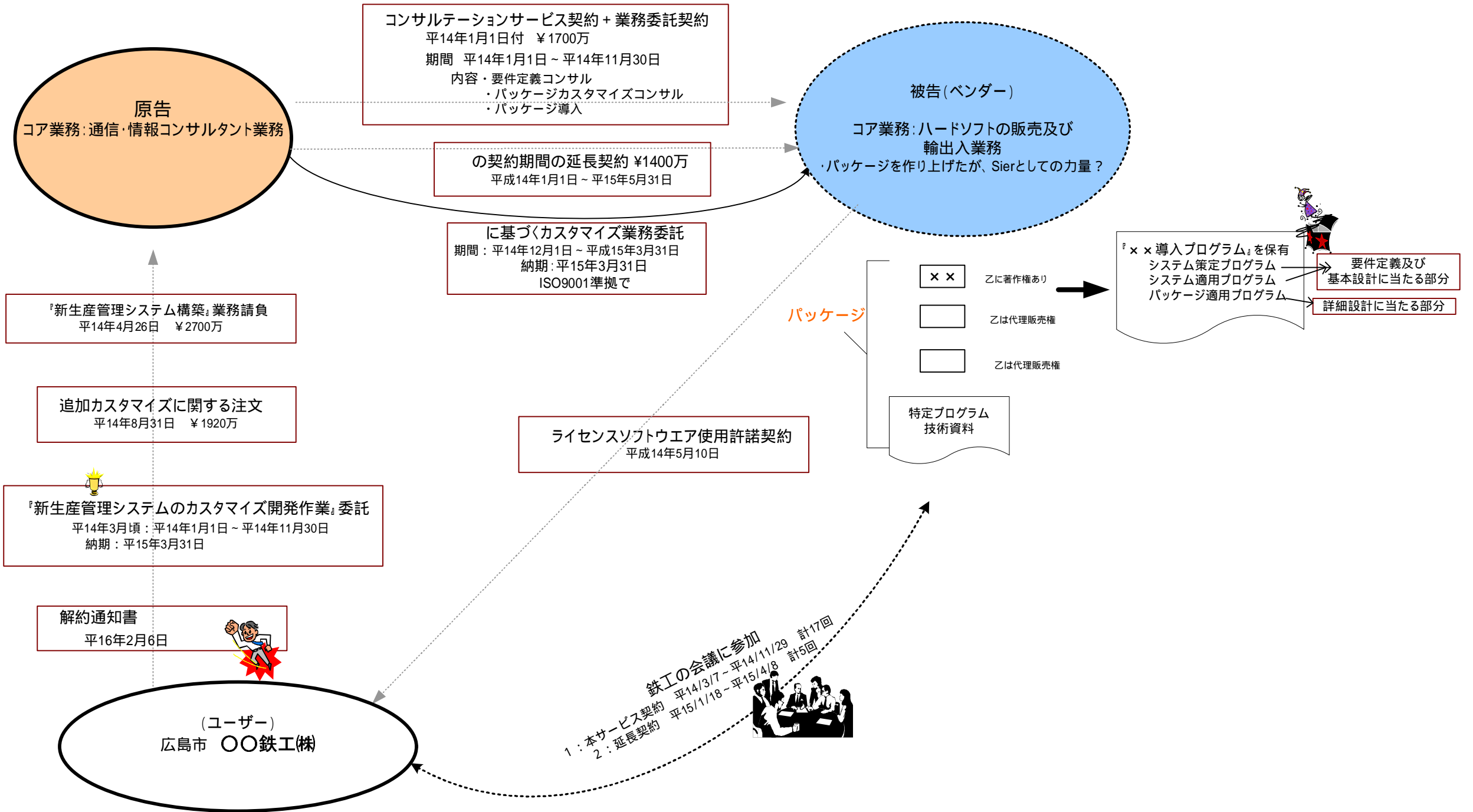
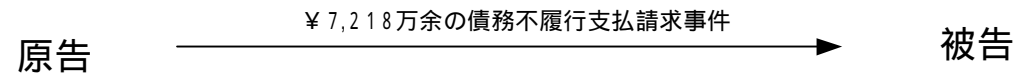


1-1 コンサル会社が請負契約で債務不履行となった、オーナー不在で「美しい誤解」のプロジェクト失敗

東京地平17・7・27平成16(ワ)第9142号



1-2 争点は



争点:1 実質的なプロジェクトマネジャー役の途中交代

平14/7/4 適任コンサルAを派遣出来ず。
 平14/10/25 代替コンサルBの変更合意なし。
 の代替コンサルが就任する間、空白期間が生じた。

争点:1 実質的なプロジェクトマネジャー役の途中交代

パッケージ XX は、BがAと共に設計開発し、Aは随時Bを補助した関係でスキルはある。
 当初契約の平14/11/30まで17回 鉄工と会議を行った。
 延長契約では、C,Dで5回会議、Bは内1回参加し、また随時Mailで原告にコンサルを行った。

争点:2 カスタマイズ仕様書

カスタマイズ仕様書が平14/11/17までに納入されていない。
 パッケージコア部分は被告、周辺部分は原告となっていた。

原告は「システム策定プログラム実施体制」で、被告からの提案で空欄部分担当者欄を埋めて提出した。
 「周辺部分」は原告、アプリケーションコンサルと「パッケージコア部分」は被告が担当である。

争点:2 カスタマイズ仕様書

カスタマイズ仕様書の作成は、要件定義及び基本設計が完了している事が前提である。
XX は、パッケージに過ぎず、要件定義、基本フェーズに対する役割は、「パッケージコア」部分
 については「詳細」設計と「開発」のみである。
 原告の言う「パッケージコア部分」と「周辺部分」に分けた場合、全体の整合性が保たれない。
XX は、製品であるから原告にカスタマイズできるはずない。

争点:3 パッケージ XX の導入

XX は不具合が確認された。また完成品の納入要請平15/6/18付に依拠していない。

争点:3 パッケージ XX の導入

平14/4/30納品し、受領書は平14/5/2付で交付している。
 納入受領後1年以上経過し平15/6/18は保証期間終了後で疑問を感じていた。

争点:4 詳細設計に関する債務不履行責任があるか

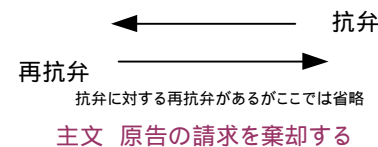
詳細は、別紙1-4参照

争点:5 損害額の算定

鉄工受託返還金 ¥3700万
 原告側作業工数費 ¥3341万
 契約解除精算金 ¥178万

争点:5 損害額の算定

被告は本件コンサル契約及び本件業務受託のいずれについても、債務不履行はなく損害はすべて原告。
 精算金は本件業務委託契約を解除できる正当な理由はない。



1 - 3 法的視点からの教訓

この裁判のポイント;パッケージを使ったソフト開発であってもシステムを作りあげることであって「要求定義」が原告で確定していないのはその目的を達していない!



教訓
PMの途中で責任者B氏に変更する場合、人物評価の判断を申し出、合意書を交わしておく。
(人柄:スキルや仕事の判断力等がオーナー側と波長が合うか)

教訓
PM代替の場合は、履歴書等スキルを明示し、当プロジェクトの課題、問題点を確認し肝を話すこと。
(日本人は慣れてないが、合意を得ておくこと)

争点:1 コンサルタントの選任

平14/7/4 適任コンサルAを派遣出来ず。
平14/10/25 代替コンサルBの変更合意なし。
の就任する間、空白期間が生じた。

教訓
進行は早ることないと思うこと。遅れている状況や催促状況の証跡を残せ。
(その時はイヤな事でも証跡を使わなくなって、語り草になれば良いとの気持ちでチャンネルを変えて気持ちを伝えよ!)

パッケージ は、Bが設計開発した。Aは随時Bを補助した。
当初契約平14/7/17/30まで17回 鉄工と会議を行った。
延長契約では、C,Dで5回会議、Bは内1回参加し、また随時Mailで原告にコンサルを行った。

争点:2 カスタマイズ仕様書

カスタマイズ仕様書が平14/11/17までに納入されていない。
パッケージコア部分は被告、周辺部分は原告となっていた。

教訓
議事録は、発言者と意が異なることが多い。盲判を押さない。
(会議中の発言は文字に落とす人が理解できてない場合が多い、中途半端な言い逃れ発言と取られやすいことは修正し、併記でもよいから議事録を残すこと)

原告は「システム策定プログラム実施体制」で、被告からの提案で空欄部分担当者欄を埋めて提出した。
「周辺部分」は原告、アプリケーションコンサルと「パッケージコア部分」は被告が担当である。

カスタマイズ仕様書の作成は、要件定義及び基本設計が完了している事が前提である。
 はパッケージに過ぎず、要件定義、基本フェーズに対する役割は、「パッケージコア」部分については「詳細」設計と「開発」のみである。
原告の言う「パッケージコア部分」と「周辺部分」に分けた場合、全体の整合性が保たれない。
 は、製品であるから原告にカスタマイズできるはずない。

教訓
オーナーとベンダーの間にコンサル会社等第3者が入った場合、中間マージン抜くためだけにならぬように役割を明確化しておくこと。
(ユーザー以外に真の要件定義が書けますか?)
(ユーザー側も丸投げや内部意識の歩調が合ってますか? ITの動機に齟齬がありませんか?)

教訓
パッケージを利用した場合の要求定義、設計範囲の明確化が最初の難関である、それが出来ないと後で頓挫する事は明白であることをしっかりと伝えておくこと。

平14/4/30納品し、受領書は平14/5/2付で交付している。
納入受領後1年以上経過し平15/6/18は保証期間終了後で疑問を感じていた。

争点:3 パッケージ の導入

は不具合が確認された。また完成品の納入要請平15/6/18付に依拠していない

争点:4 詳細設計に関する債務不履行責任があるか

資料1 - 4参照

争点:5 損害額の算定

鉄工受託返還金 ￥3700万
原告側作業工数費 ￥3341万
契約解除精算金 ￥178万

争点1、2でその余は判断するまでもなく原告に理由がない。

主文 原告の請求を棄却する

事案からの教訓

オーナーは直接ベンダーと関係を築くこと
(業務の請負を他人に負かす! 中間人はこちらが思うほど理解できない)
コンサル会社の使い方を誤るな!
(聞き心地のよい話が多い、業界トレンドの見方や強合他社の潮流を聞かれる程度とすること)
オーナーはベンダーの真の力量を見よ!
(過大評価や営業一人でない企業力と企業力の局面と思え! ベンダーのコア業務と企業の方向性を洞察しろ)



被告は本件コンサル契約及び本件業務受託のいずれについても、債務不履行はなく損害はすべて原告。精算金は本件業務委託契約を解除できる正当な理由はない。

法的視点からの留意点;債務不履行を問われない動きに目を向ける!

不明確部分の明確化作業と課題プロセス管理に注力しないと債務不履行の争点になる。
遅延発生の兆候を掴み、参加者のベクトル合わせを行い証跡を残せ。 裁判所認定材料となる要件定義が決まらないと、何をどう作るかが相手に理解されない。
発注者側は情報の非対称から何をやりたいか明示する義務があり、IT構築は金だけ出して作業は振出しに返ることがある。請負契約や準委任でも統合契約形態でプロジェクトは共同作業と捉えられる判例が通説になりつつある。
プロジェクトマネジメント義務違反や協力義務違反の争点になる。

×× のカスタマイズ及び機能追加に関する詳細設計は40項目のカスタマイズ作業委託を被告にした。

原告による要件定義、基本設計が具体的に
見えてこないため、原告を支援するために
コンサルテーションの一貫として行った。

平14/12/4 ~ 平15/3/20までは
平15/4/7 - 8に3者(原告、被告B,C、鉄工)会議で「課題・問題検討会議」を開催した。
被告は確定的な要件を被告に提示してくれるよう懇願。
被告はプロジェクト全体の安定的に稼動するために要件定義の確定を原告に要求。
被告は運用開始時期延期平15/8月を指摘(被告は主張したと解釈)。
原告は、被告の開発状況の報告を要求

鉄工から一部自ら望む
ルールと異なるとの指摘

システムを確実に運用するための
処理ルールの定義案を善意で送付
要件定義の前段階で使ってほしい!

「仕様要件の提示が無い限り開発着手しない。このまま継続の場合は降りる」と発言。

鉄工殿における生産システムの開発について
機能定義書等の青果物の早急な納品要求
被告代表取締役F
平15/5/30付

「最終FIXシステム要件」の提示が先であるとの回答

Fit & Gap分析表

被告 管理部長G
システム部長H

Fit & Gap分析表
記入して
上記以外の仕様確定要件
不具合や確認対応の改善要望書

×× のカスタマイズ及び関連プログラム開発の要請
平15/6/20までに回答約束

鉄工様新生産管理システムにおける
当社受託開発の体制及びスケジュール
平15/7/1付

日程の見直しを含む
要求事項
平15/7/3